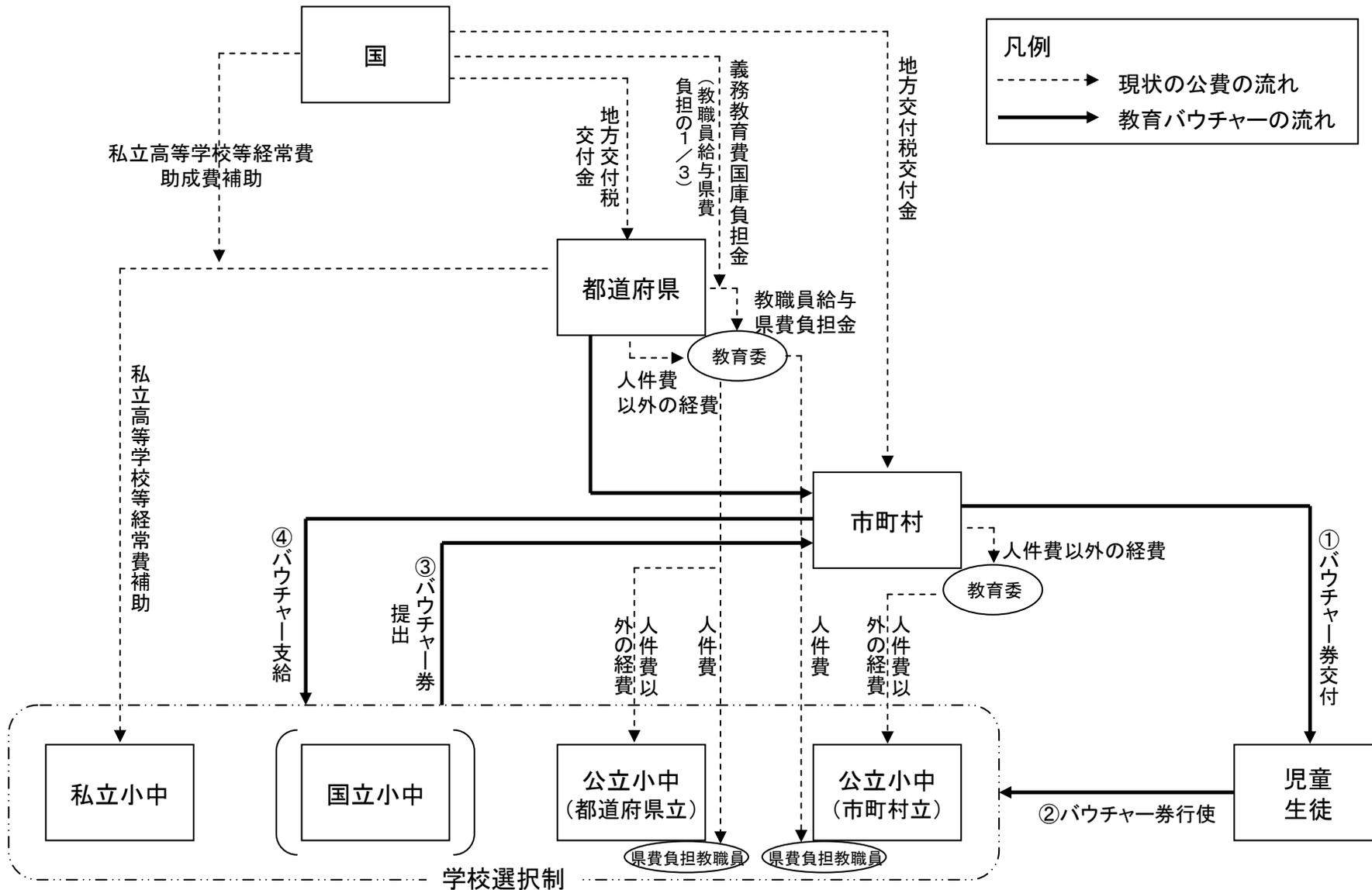
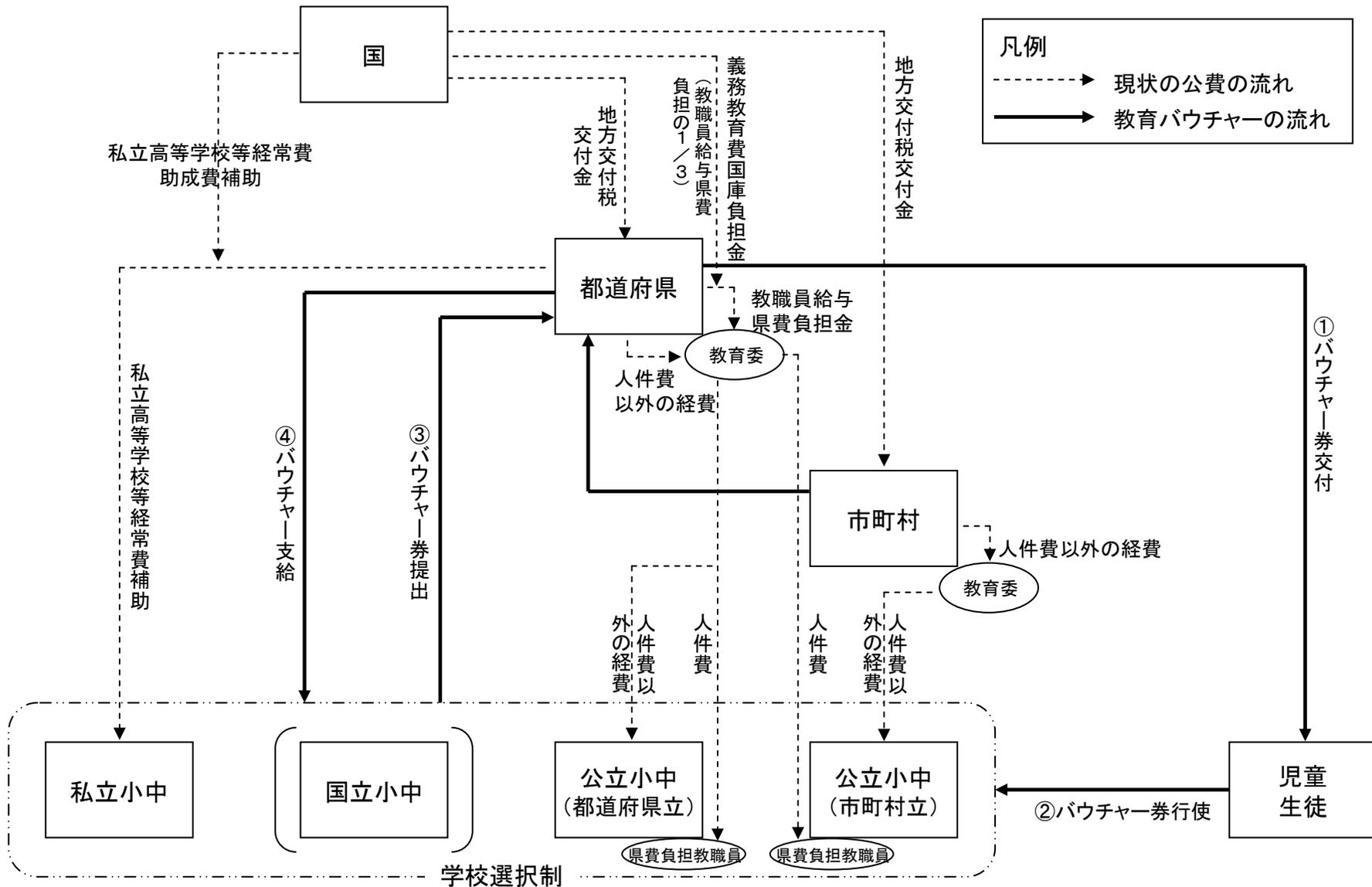


教育バウチャー制度概念図 義務教育段階(市町村単位で導入する場合)



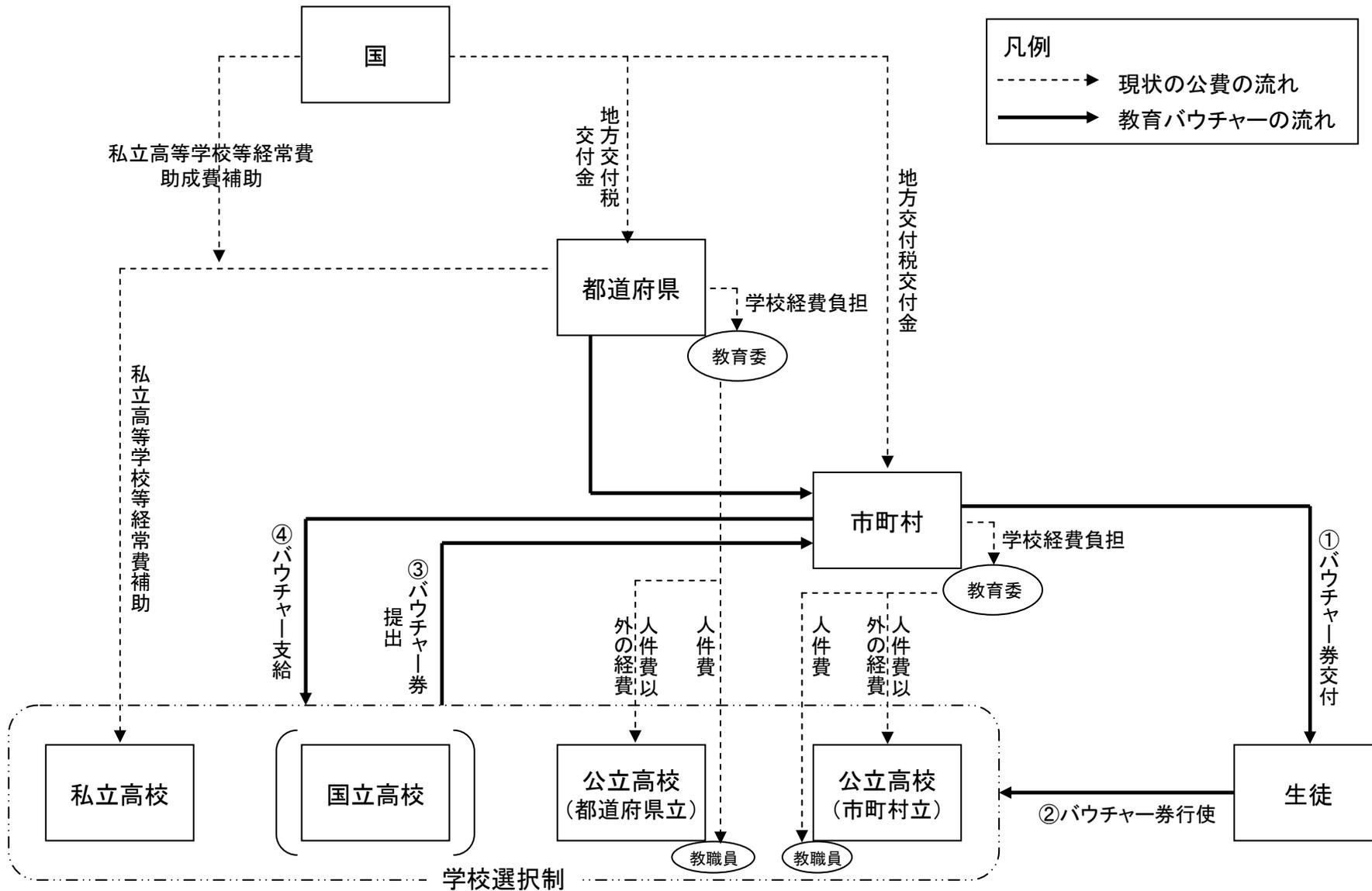
【注】 ①は、バウチャー券を交付しない方法もありうる。
 ②は、授業料を事前納付とした上で、④の補助金を個人に事後交付するという方法もありうるが、[1]義務教育の無償性に反すること、[2]親が授業料を納付(立替)できない場合もありうること、[3]事務処理が煩雑になりうることから、採用を見送った。

教育バウチャー制度概念図 義務教育段階(都道府県単位で導入する場合)



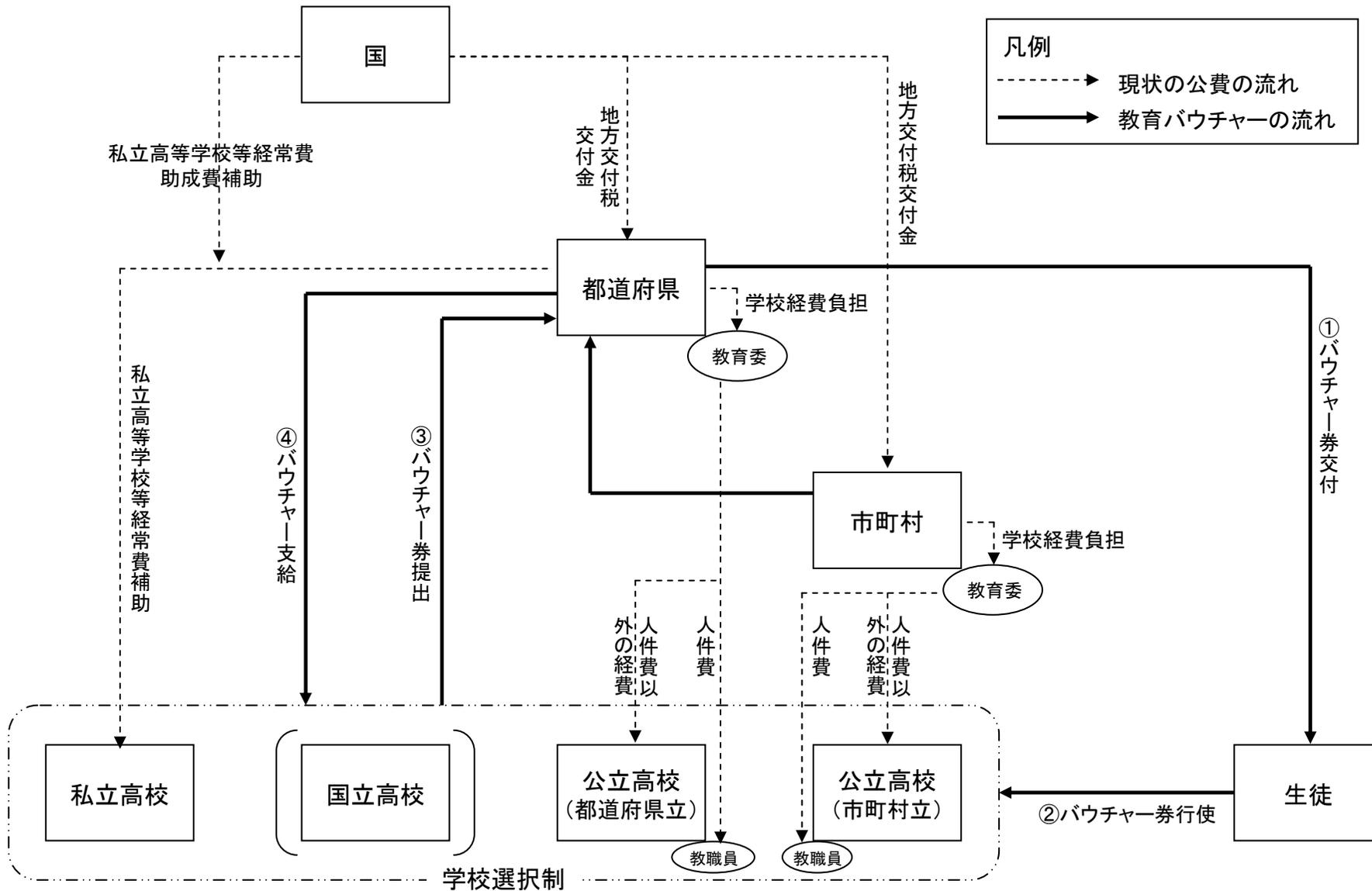
【注】 ①は、バウチャー券を交付しない方法もありうる。
 ②は、授業料を事前納付とした上で、④の補助金を個人に事後交付するという方法もありうるが、[1]義務教育の無償性に反すること、[2]親が授業料を納付(立替)できない場合もありうること、[3]事務処理が煩雑になりうることから、採用を見送った。

教育バウチャー制度概念図 義務教育後中等教育段階(市町村単位で導入する場合)



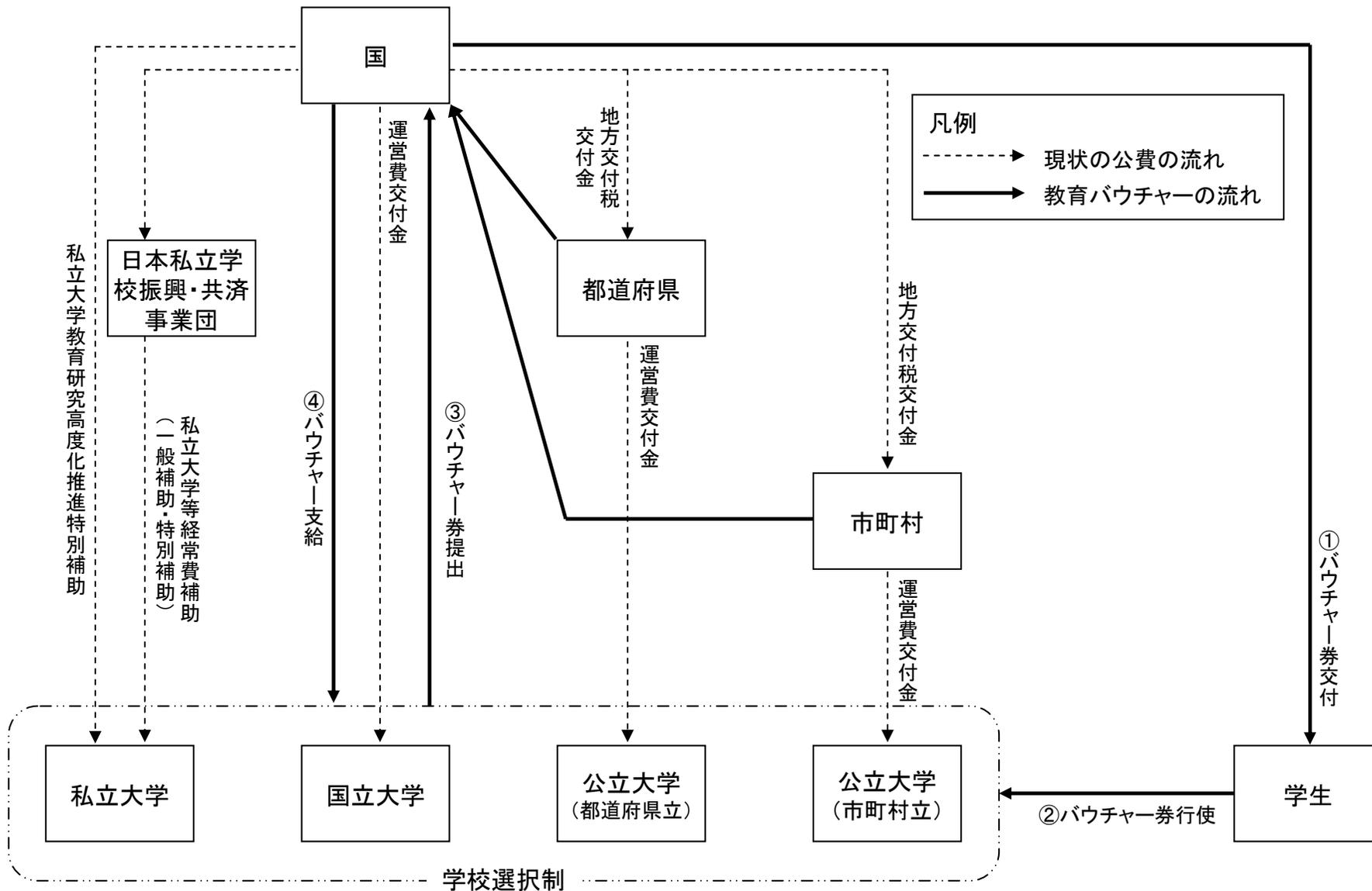
【注】 ①は、バウチャー券を交付しない方法もありうる。
 ②は、授業料を事前納付とした上で、④の補助金を個人に事後交付するという方法もありうるが、[1] 親が授業料を納付(立替)できない場合もありうること、[2]事務処理が煩雑になりうることから、採用を見送った。

教育バウチャー制度概念図 義務教育後中等教育段階(都道府県単位)で導入する場合



【注】 ①は、バウチャー券を交付しない方法もありうる。
 ②は、授業料を事前納付とした上で、④の補助金を個人に事後交付するという方法もありうるが、[1] 親が授業料を納付(立替)できない場合もありうること、[2]事務処理が煩雑になりうることから、採用を見送った。

教育バウチャー制度概念図 高等教育段階(全国単位で導入する場合)



【注】 ①は、バウチャー券を交付しない方法もありうる。
 ②は、授業料を事前納付とした上で、④の補助金を個人に事後交付するという方法もありうるが、[1] 親が授業料を納付(立替)できない場合もありうること、[2]事務処理が煩雑になりうることから、採用を見送った。